

船舶インシデント調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成28年8月4日 09時50分ごろ
発生場所	静岡県静岡市三保埼南方沖 清水真埼灯台から真方位185° 4.8海里付近 （概位 北緯34° 56.4′ 東経138° 30.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート 漁友丸 ^{りょうゆう} は、航行中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 漁友丸、5トン未満（長さ6.26m）
船舶番号、船舶所有者等	241-10586静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、三保埼南方沖で釣り場を移動中、船外機が停止した。 船長は、燃料油タンクから手動ポンプで船外機に燃料油を送り、始動を試みたが、始動できなかつたので運転を断念した。 本船は、巡視船等にえい航された。 船外機は、本インシデント後、機関修理業者による点検で燃料油タンク付の燃料取出弁に同タンク内で発生したスラッジ等の異物による閉塞が確認され、同燃料取出弁の掃除が行われた後、正常に始動するようになった。
分析	本船は、三保埼南方沖を航行中、燃料油タンク付の燃料取出弁が閉塞したことから、船外機への燃料油の供給ができなくなり、船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。 燃料取出弁は、燃料油タンク内で発生したスラッジ等の異物を吸い込んだことにより、閉塞したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、三保埼南方沖を航行中、燃料油タンク付の燃料取出弁が閉塞したため、船外機への燃料油の供給ができなくなり、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に燃料油タンク内のスラッジ等の有無を点検し、スラッジ

	の発生を認めた場合、同タンク内の掃除を行うこと。
--	--------------------------